「砕石工場指定基準」・「砕石工場指定基準の運用」新旧対照表

なお、自社管理工場については、別紙「砕石工場における自社管理につ

(下線部は改正部分)	
改正	現行
砕石工場指定基準	砕石工場指定基準
(目的)	(目的)
第1条 この指定基準は、茨城県土木部が発注する建設工事に使用する砕石を	第1条 この指定基準は、茨城県土木部が発注する建設工事に使用する砕石を
製造する工場を指定するために、必要な事項を定めるものとする。	製造する工場を指定するために、必要な事項を定めるものとする。
(諸法令の遵守)	
第2条 指定を受けた工場(以下「指定工場」という。)は、工場を管理運営す	
るにあたり、関係する諸法令を遵守しなければならない。	
(品質)	(品質)
第3条 砕石は, JIS A 5001 「道路用砕石」, JIS A 5015 「道	第 <u>2</u> 条 砕石は、JIS A 5001「道路用砕石」、JIS A 5015「道
路用鉄鋼スラグ」舗装設計施工指針及び茨城県土木部・企業局土木工事共通	路用鉄鋼スラグ」舗装設計施工指針及び茨城県土木部・企業局土木工事共通
仕様書に定めた品質管理基準により製造されたものでなければならない。	仕様書に定めた品質管理基準により製造されたものでなければならない。
なお, 自社管理工場については, 上記の各規格・基準等及び別紙「砕石工場における自社管理について」による。	なお, 自社管理工場については, 上記の各規格・基準等及び別紙「砕石工場における自社管理について」による。
また、製品の品質や使用材料等に異常が確認された場合は、直ちに土木部	また、製品の品質や使用材料等に異常が確認された場合は、直ちに土木部
長(検査指導課扱い)に報告しなければならない。	長(検査指導課扱い)に報告しなければならない。
(工場)	(工場)
第4条 工場は、次に掲げる試験及び製造設備等を有していなければならない。	第3条 工場は、次に掲げる試験及び製造設備等を有していなければならない。
(1)試験設備	(1)試験設備
第3条の品質管理基準に定めた試験を行うのに最低限必要な設備等。 ただし、材質等についての試験は他の公的機関に委託できる。	第 <u>2</u> 条の品質管理基準に定めた試験を行うのに最低限必要な設備等。 ただし、材質等についての試験は他の公的機関に委託できる。

なお、自社管理工場については、別紙「砕石工場における自社管理につ

いて」による。

(2)製造設備

品質管理基準に定めた規格を有する砕石を製造できる設備等。

(指定申請)

第5条 指定を受けようとする者は、指定工場指定申請書(様式-1)に次に 掲げる書類を添えて、土木部長(検査指導課扱い)に申請しなければならない。

なお、指定申請に先立ち、次に掲げる書類 ((5)・(8) を除く) を添えて 土木部長 (検査指導課扱い) と事前協議 (様式-2) を行うものとする。

- (1)申請工場
- (2)会社概要(商業・法人登記簿謄本等添付)
- (3)位置図(1/50,000)
- (4)工場平面図
- (5)製造実績(製造量及び出荷量)
- (6)製造設備
- (7)品質管理責任者及び試験設備
- (8)申請製品の試験結果表
- (9)砕石採取に関する関係法令の許可証の写し
- (10) 社内規格
- (11) その他(指示のあった書類)

(指定)

第6条 土木部長は、前条の規定により申請を受理したときは、申請書類に基づき砕石の品質、工場の設備及び品質管理体制等について、第3条から第4条の適合について別紙調査表に基づき審査して、適当と認められたときは、指定工場承認書(様式-3)により申請者に通知するとともに、写しを添えて土木部関係各課長、土木部内関係機関の長及びその他の関係機関の長に通

いて」による。

(2)製造設備

品質管理基準に定めた規格を有する砕石を製造できる設備等。

(指定申請)

第<u>4</u>条 指定を受けようとする者は、指定工場指定申請書(様式-1)に次に 掲げる書類を添えて、土木部長(検査指導課扱い)に申請しなければならな い。

なお、指定申請に先立ち、次に掲げる<u>(1)から(4),(9)の</u>書類を添えて土木部長(検査指導課扱い)と事前協議(様式-2)を行うものとする。

- (1)申請工場
- (2)会社概要(商業・法人登記簿謄本等添付)
- (3)位置図(1/50,000)
- (4)工場平面図
- (5)製造実績(製造量及び出荷量)
- (6)製造設備
- (7) 品質管理責任者及び試験設備
- (8)申請製品の試験結果表
- (9)砕石採取に関する関係法令の許可証の写し
- (10) 社内規格
- (11) その他

(指定)

第<u>5</u>条 土木部長は、前条の規定により申請を受理したときは、申請書類に基づき砕石の品質、工場の設備及び品質管理体制等について、第<u>2</u>条から第<u>3</u>条の適合について別紙調査表に基づき審査して、適当と認められたときは、指定工場承認書(様式-3)により申請者に通知するとともに、写しを添えて土木部関係各課長、土木部内関係機関の長及びその他の関係機関の長に通

知するものとする。

(変更)

- 第7条 指定工場が製造事業の全部を譲渡、相続又は合併し、その地位を承継した者は、2週間以内にその事実を証する書面を添えて、土木部長(検査指導課扱い)に指定の変更を申請し、承認を受けなければならない。
- 2 指定工場は、第4条の試験及び製造設備の位置の変更、改築又は更新等を 行う場合は、速やかに変更する事項について申請し、土木部長(検査指導課 扱い)の承認を得なければならない。
- 3 指定工場の代表者、工場長、品質管理責任者、工場の住所又は社内規格(製品の品質に影響を及ぼさない軽微な変更は除く)を変更した場合は、2週間以内(代表者の変更の場合は、登記完了後2週間以内)に関係書類を添えて、土木部長(検査指導課扱い)に報告するものとする。
- 4 第1項又は第2項の変更の申請若しくは第3項の報告がない場合は,新たに 第6条により申請し,土木部長(検査指導課扱い)の承認を得なければならな い。
- 5 第1項又は第2項による変更申請は、指定工場変更申請書(様式-4)、第 3項の変更報告は、指定工場変更報告書(様式-5)による。
- 6 土木部長は、第1項又は第2項による変更申請が適当と認められたときは、 指定工場変更承認書(様式-6)により申請者に通知するとともに、その写 しを添えて土木部内関係課長、土木部内関係出先機関の長及びその他の関係 機関の長に通知するものとする。

(廃止及び指定の失効)

第8条 第6条により<mark>指定工場</mark>が事業を廃止した場合は、遅滞なく指定工場事業廃止届(様式-16)を土木部長(検査指導課扱い)に届け出なければならない。

知するものとする。

(変更)

- 第<u>6</u>条 <u>指定を受けた工場</u>が製造事業の全部を譲渡、相続又は合併し、その地位を承継した者は、2週間以内にその事実を証する書面を添えて、土木部長(検査指導課扱い)に指定の変更を申請し、承認を受けなければならない。
- 2 <u>指定を受けた工場</u>は、第<u>3</u>条の設備の位置の変更、改築又は更新等を行<u>っ</u> た場合は、速やかに変更する事項について申請し、土木部長(検査指導課扱 い)の承認を得なければならない。
- 3 <u>指定を受けた工場</u>の代表者,工場長,品質管理責任者,工場の住所又は社内規格を変更した場合は,2週間以内に関係書類を添えて,土木部長(検査指導課扱い)に報告するものとする。
- 4 第1項又は第2項の変更の申請若しくは第3項の報告がない場合は,新たに 第<u>5</u>条により申請し,土木部長(検査指導課扱い)の承認を得なければならな い。
- 5 第1項又は第2項による変更申請は、指定工場変更申請書(様式-4)、第 3項の変更報告は、指定工場変更報告書(様式-5)による。
- 6 土木部長は、第1項又は第2項による変更申請が適当と認められたときは、 指定工場変更承認書(様式-6)により申請者に通知するとともに、その写 しを添えて土木部内関係課長、土木部内関係出先機関の長及びその他の関係 機関の長に通知するものとする。

(廃止及び指定の失効)

第<u>7</u>条 第<u>5</u>条により<u>指定を受けた工場</u>が事業を廃止した場合は、遅滞なく指 定工場事業廃止届(様式-16)を土木部長(検査指導課扱い)に届け出な ければならない。

2 前項の指定工場事業廃止届が受理されたときは、当該指定はその効力を失 │ 2 前項の指定工場事業廃止届が受理されたときは、当該指定はその効力を失 うものとする。

(立入検査)

- 第9条 土木部長は、必要に応じ関係者に指定工場等に立ち入り、製品、使用 原材料及び製造設備等の品質保持に必要な技術的生産条件について検査させ ることができる。
- 2 立入検査を行う者は、身分証明書(様式-7)を携帯し、関係人の要求が | 2 立入検査を行う者は、身分証明書(様式-7)を携帯し、関係人の要求が あったときは、これを提示しなければならない。

(指定工場調查)

- 第10条 指定工場は、年1回(自社管理工場は2年に1回)の指定工場への 立入調査を受けなければならない。なお、立入調査に該当しない年度につい ては、別紙調査表を提出しなければならない。
- 2 立入調査は、書類調査(社内規格など)、現地確認調査(製造設備、試験設 備など)、実地検査(品質管理試験の実施)によるものとする。

(業務報告)

第11条 指定工場は、年1回(4月)製造及び出荷に関して業務報告書(様 | 第9条 指定を受けた工場は、年1回(4月)製造及び出荷に関して業務報告 式-18)により、土木部長(検査指導課扱い)に報告するものとする。

(納入停止及び指定取消し)

第12条 土木部長は、指定工場が次のいずれかに該当するときは、その工場 | に対し指定工場資材納入停止通知書(様式-13)により、土木部発注の建 設工事へ製品の納入停止、若しくは、指定工場指定取消通知書(様式-15) によりその指定を取り消すことができる。

うものとする。

(立入検査)

- 第8条 土木部長は、必要に応じ関係者に指定を受けた工場等に立ち入り、製 品、使用原材料及び製造設備等の品質保持に必要な技術的生産条件について 検査させることができる。
- あったときは、これを提示しなければならない。

(業務報告)

書(様式-18)により、土木部長(検査指導課扱い)に報告するものとす る。

(納入停止及び指定取消し)

第10条 土木部長は、指定を受けた工場が次のいずれかに該当するときは、 その工場に対し指定工場資材納入停止通知書(様式-13)により、土木部 発注の建設工事へ製品の納入停止、若しくは、指定工場指定取消通知書(様 式-15)によりその指定を取り消すことができる。

また、納入停止期間が終了し、立入検査の結果、改善事項の確認ができたときは、指定工場資材納入停止解除通知書(様式-14)により土木部発注の建設工事へ資材、製品の納入を開始することができる。

なお、納入停止及び停止解除又は指定の取り消しの措置を行った場合は、 速やかにその旨を関係機関の長に通知するものとする。

- (1) 第14条の規定により行った改善命令に対し、資材の品質も確保されず、誠意ある改善がなされなかったとき。
- (2) 公共工事に納入された資材に重大な欠陥が認められたとき。
- (3) 不正又は不誠実な行為を行ったとき(他法令に抵触した時, 若しくは 罰則を受けた場合等も含む)。
- (4) 第13条第3項の規定により、指定工場の休止期間が3年を超えたとき。
- (5) 前号(1)から(3)によるほか納入停止又は指定取消が妥当であると認められたとき。
- 2 前項の規定による納入停止期間は、「茨城県建設工事請負業者指名停止等措 置要領」等を参考に決定するものとする。

(工場の休止及び再開)

- 第13条 指定工場は、指定品目の製造及び出荷の休止をするときは、遅滞なく土木部長に指定工場業務休止届(様式-8)を届け出なければならない。 なお、休止期間は最長1年間とする。それ以上となる場合は、その都度、指 定工場業務休止届を提出すること。
- 2 工場が再開する場合は速やかに指定工場業務再開届(様式-9)を届け出 なければならない。

なお、再開にあたり土木部長は、必要に応じ工場に立入検査を実施し、品質管理が良好であることを確認するものとする。

3 指定工場(または指定品目)の休止期間が3年を超えた場合は、土木部長

また、納入停止期間が終了し、立入検査の結果、改善事項の確認ができたときは、指定工場資材納入停止解除通知書(様式-14)により土木部発注の建設工事へ資材、製品の納入を開始することができる。

なお、納入停止及び停止解除又は指定の取り消しの措置を行った場合は、 速やかにその旨を関係機関の長に通知するものとする。

- (1) 第12条の規定により行った改善命令に対し、資材の品質も確保されず、誠意ある改善がなされなかったとき。
- (2) 公共工事に納入された資材に重大な欠陥が認められたとき。
- (3) 不正又は不誠実な行為を行ったとき。
- (<u>4</u>) 前号(1)から(3)によるほか納入停止又は指定取消が妥当であると認められたとき。
- 2 前項の規定による納入停止期間は、「茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領」等を参考に決定するものとする。

(工場の休止及び再開)

第<u>11</u>条 <u>指定を受けた工場</u>は、製造及び出荷の休止をするときは、遅滞なく 土木部長に指定工場業務休止届(様式-8)を届け出なければならない。工 場が再開する場合は速やかに指定工場業務再開届(様式-9)を届け出なけ ればならない。

なお、再開にあたり土木部長は、工場に立入検査を実施し、品質管理が良好であることを確認するものとする。

は、休止の理由等を聴取した上で、第12条第1項第4号に基づき、その指 定を取り消すことができる。

(改善命令)

- 第14条 土木部長は、指定工場が次のいずれかに該当するときは、その工場 | に対し指定工場改善命令書(様式—10)により改善命令を発令することが できる。改善命令を受けた工場は、指定工場改善計画書(様式-11)を提 出し、早急に改善しなければならない。
 - (1) 公共工事に納入された当該工場に係わる資材の品質が基準に適合しな いと認められたとき。
 - (2) 立入検査の結果、当該工場で製造される資材が基準に適合しないと認 められたとき、または工場の試験設備、製造設備、品質管理方法その他 資材の品質保持に必要な技術的生産条件等が適正でないと認められたと き。
 - (3) 前号(1)(2)によるほかこの基準に定められた品質の資材を製造する ため改善が必要であると認めたとき。
- 木部長に確認を受けなければならない。

(書類様式)

第15条 この基準に係わる書類に関しては下記によるものとする。様式にな|第13条 この基準に係わる書類に関しては下記によるものとする。様式にな い書類が必要な場合、既存様式を参考に記載事項確認後、適宜作成の上、提 出すること。

様式一 1 指定工場指定申請書

様式一 2 指定工場事前協議申請書

様式一 3 指定工場承認書

(改善命令)

- 第12条 土木部長は、指定を受けた工場が次のいずれかに該当するときは、 その工場に対し指定工場改善命令書(様式—10)により改善命令を発令す ることができる。改善命令を受けた工場は、指定工場改善計画書(様式-1 1)を提出し、早急に改善しなければならない。
 - (1) 公共工事に納入された当該工場に係わる資材の品質が基準に適合しな。 いと認められたとき。
 - (2) 立入検査の結果、当該工場で製造される資材が基準に適合しないと認 められたとき、または工場の試験設備、製造設備、品質管理方法その他 資材の品質保持に必要な技術的生産条件等が適正でないと認められたと き。
 - (3) 前号(1)(2)によるほかこの基準に定められた品質の資材を製造する ため改善が必要であると認めたとき。
- 2 改善を完了した工場は、指定工場改善報告書(様式ー12)を提出し、土|2 改善を完了した工場は、指定工場改善報告書(様式ー12)を提出し、土 木部長に確認を受けなければならない。

(書類様式)

い書類が必要な場合、既存様式を参考に記載事項確認後、適宜作成の上、提 出すること。

様式一 1 指定工場指定申請書

様式一 2 指定工場準備審査申請書

様式一 3 指定工場承認書

様式一 4 指定工場変更申請書

様式一 5 指定工場変更報告書

様式一 6 指定工場変更承認書

様式一 7 指定工場身分証明書

様式一 8 指定工場業務休止届

様式一 9 指定工場業務再開届

様式-10 指定工場改善命令書

様式-11 指定工場改善計画書

様式-12 指定工場改善報告書

様式-13 指定工場資材納入停止通知書

様式-14 指定工場資材納入停止解除通知書

様式-15 指定工場指定取消通知書

様式-16 指定工場事業廃止届

様式-17 指定工場指定承認書再発行申請書

様式-18 業務報告書

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、基準を運用する上で必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

この基準は、昭和51年4月1日から適用する。

この基準は、昭和61年4月1日から適用する。

この基準は、平成6年6月1日から適用する。

この基準は、平成10年4月1日から適用する。

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

様式一 4 指定工場変更申請書

様式一 5 指定工場変更報告書

様式一 6 指定工場変更承認書

様式一 7 指定工場身分証明書

様式一 8 指定工場業務休止届

様式一 9 指定工場業務再開届

様式-10 指定工場改善命令書

様式-11 指定工場改善計画書

様式-12 指定工場改善報告書

様式-13 指定工場資材納入停止通知書

様式-14 指定工場資材納入停止解除通知書

様式一15 指定工場指定取消通知書

様式-16 指定工場事業廃止届

様式-17 指定工場指定承認書再発行申請書

様式-18 業務報告書

(その他)

第<u>14</u>条 この基準に定めるもののほか、基準を運用する上で必要な事項は土 木部長が別に定める。

付 則

この基準は、昭和51年4月1日から適用する。

この基準は、昭和61年4月1日から適用する。

この基準は、平成6年6月1日から適用する。

この基準は、平成10年4月1日から適用する。

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年4月1日から適用する。	

砕石工場指定基準の運用について

工場指定基準に定める、砕石工場の指定基準については下記により運用する。

- 1 指定基準第3条(品質)について
 - (1) 砕石は、社内規格に定められた頻度によって日常管理試験をおこな うと共に、3ヶ月に1回定められた試験項目について試験を実施しな ければならない(突き固め試験は6ヶ月に1回)。なお、自社管理工場 については、別紙「砕石工場における自社管理について」による。
- 2 指定基準第4条(工場)について
 - (1)製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくても、次の事項を記載していなければならない。

- 1)製造フロ一図 (製品別、生産能力)
- 2) 受入設備 (ストック設備の容量, 面積等)
- 3) 本体設備
 - 投入設備
 - 破砕機 (形式, 台数, 能力等)
 - ・ふるい分け方式 (設備形式, 台数, 能力等)
- 4)製品貯蔵設備 (形式,台数)
- 5) 粒度調整設備 (M-30製造工場のみ)
- 6)制御方式 (操作盤自動, 手動)
- 7) 記録方式
- 8) トラックスケール (形式、台数、感量)
- 9) 公害防止対策 (騒音,振動,粉塵,排水等)
- 10) その他
- (2) 品質管理責任者について

工場においては、(一財) 茨城県建設技術管理センター又は、公的機関等において品質管理実務研修を修了した品質管理責任者を置かなければならない。

(3)試験設備について

工場は、次の試験設備を有していなければならない。

1)試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積

砕石工場指定基準の運用について

工場指定基準に定める、砕石工場の指定基準については下記により運用する。

- 1 指定基準第2条(品質)について
 - (2) 砕石は、社内規格に定められた頻度によって日常管理試験をおこな うと共に、3ヶ月に1回定められた試験項目について試験を実施しな ければならない(突き固め試験は6ヶ月に1回)。なお、自社管理工場 については、別紙「砕石工場における自社管理について」による。
- 2 指定基準第3条(工場)について
 - (1)製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくても、次の事項を記載していなければならない。

- 10) 製造フロ一図 (製品別, 生産能力)
- 11) 受入設備 (ストック設備の容量, 面積等)
- 12) 本体設備
 - 投入設備
 - 破砕機 (形式, 台数, 能力等)
 - ・ふるい分け方式 (設備形式, 台数, 能力等)
- 13) 製品貯蔵設備 (形式, 台数)
- 14) 粒度調整設備
- 15) 制御方式 (操作盤自動, 手動)
- 16) 記録方式
- 17) トラックスケール (形式, 台数, 感量)
- 18) 公害防止対策 (騒音,振動,粉塵,排水等)
- 10) その他
- (2) 品質管理責任者について

工場においては、(一財) 茨城県建設技術管理センター又は、公的機関等において品質管理実務研修を修了した品質管理責任者を置かなければならない。

(3) 試験設備について

工場は、次の試験設備を有していなければならない。

1)試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積

(床面積 10㎡程度以上が望ましい。)

- 2) ふるい JIS Z 8801-1に規定する網ふるいで、製品によって決められた粒度のふるい分け試験が行えるもの。2組以上
- 3) 計量器 感量 1 g 程度の精度を有するもの。
- 4) 乾燥機 105±5℃の恒温を保持でき、容量は試験に必要な試料を乾燥できる容量(70¼程度以上が望ましい。)
- 5) その他 ふるい分け試験を行うために必要な小器具(スコップ, バット等)

なお、自社管理工場については、別紙「砕石工場における自社管理について」による。

(4) 申請製品の試験表及び結果について

工場は、事前協議後において、JIS A5001「道路用砕石」、 JIS A5015「道路用鉄鋼スラグ」(鉄鋼スラグの場合)、舗装設計施工指針及び「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」にある品質を確保するため、品質管理試験を約1年間程度実施し、その結果を申請時に提出しなければならない。

1) 社内規格に定められた品質管理試験の結果を集積し、粒度試験の 平均値、最大値、最小値、標準偏差などをまとめた管理図を提出す ること。

(品質管理試験結果数は、30回程度を1ロットとして集計すること。)

2) 3ヶ月に1回定められた試験項目を実施し(突き固め試験は6ヶ月に1回)、それらの試験表を提出しなければならない。

(5) 品質管理基準について

- 1) 日常管理(ふるい分け試験) データが規格値内に99.7%の確率で入るために σ kが次の条件を満足すること。
- ①管理データの平均値が規格の中央値に等しいか、小さい場合 $3\sigma k \le (データの平均値-下限規格値)$
- ②管理データの平均値が規格の中央値より大きい場合 $3\sigma k \le (L限規格値-データの平均値)$

(6) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容を社内規格に定め、その定めによって、管理運営されなければならない。

(床面積 10㎡程度以上が望ましい。)

- 2) ふるい JIS Z 8801-1に規定する網ふるいで、製品によって決められた粒度のふるい分け試験が行えるもの。2組以上
- 3) 計量器 感量 1 g 程度の精度を有するもの。
- 4) 乾燥機 1 0 5 ± 5 ℃の恒温を保持でき、容量は試験に必要な試料を乾燥できる容量 (7 0 ¼程度以上が望ましい。)
- 5) その他 ふるい分け試験を行うために必要な小器具(スコップ, バット等)

なお、自社管理工場については、別紙「砕石工場における自社管理に ついて」による。

(4) 申請製品の試験表及び結果について

工場は、事前協議後において、JIS A5001「道路用砕石」、JIS A5015「道路用鉄鋼スラグ」(鉄鋼スラグの場合)、舗装設計施工指針及び「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」にある品質を確保するため、品質管理試験を約1年間程度実施し、その結果を申請時に提出しなければならない。

1) 社内規格に定められた品質管理試験の結果を集積し、粒度試験の平均値、最大値、最小値、標準偏差などをまとめた管理図を提出すること。

(品質管理試験結果数は、30回程度を1ロットとして集計すること。)

2) 3ヶ月に1回定められた試験項目を実施し(突き固め試験は6ヶ月に1回)、それらの試験表を提出しなければならない。

(5) 品質管理基準について

- 1) 日常管理(ふるい分け試験) データが規格値内に99.7%の確率で入るために σ kが次の条件を満足すること。
- ①管理データの平均値が規格の中央値に等しいか、小さい場合 $3\sigma k \le (データの平均値-下限規格値)$
- ②管理データの平均値が規格の中央値より大きい場合 3 σ k ≦ (上限規格値ーデータの平均値)

(6) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容を社内規格に定め、その定めによって、管理運営されなければならない。

- 1)総則
- 2) 製品規格規定
- 3) 原材料管理規定
- 4)作業標準規定
- 5) 品質管理規定
- 6) 試験管理規定
- 7) 設備管理規定
- 8) 出荷規定
- 9)安全管理規定
- 10) その他

注) 規格の名称は、工場ごとの名称でよい。

- 3 指定基準第6条(指定)について
 - (1) 指定申請(新規)については、別図1のとおりとする。
- 4 指定基準第7条(変更)について
 - (1)変更申請・変更報告区分については、別表1のとおりとする。
 - (2)試験及び製造設備の改築に伴う変更申請については、別図2のとおりとする。
 - (3) 自社管理工場への変更申請については、別図3のとおりとする。
- 付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。この運用は、令和 3年 4月 1日から適用する。

- 10) 総則
- 11)製品規格規定
- 12) 原材料管理規定
- 13) 作業標準規定
- 14) 品質管理規定
- 15) 試験管理規定
- 16) 設備管理規定
- 17) 出荷規定
- 18) 安全管理規定
- 10) その他
- 3 指定基準第5条(指定)について
 - (2) 指定申請(新規)については別図1のとおりとする。
- 4 指定基準第6条(変更)について
- (1)変更申請・変更報告区分については別表1のとおりとする。

付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。